

契約自由の原則をめぐる フランス憲法院判例の動向

蛭原 健介

はじめに

フランス民法典 1134 条は「適法に形成された合意は、それを行った者に対しては、法律に代わる」と宣言し、契約自由の原則がフランス民法の基本原則となっている。これに対して、フランス憲法院が援用する憲法規範の中には、契約自由の原則に関する明文規定は存在しない。憲法院も、1990 年代後半までは、契約自由の原則につき、その憲法的価値を認めてこなかった。それどころか、憲法院は、1994 年 8 月 3 日判決において、「憲法的価値を有するいかなる規範も、契約自由の原則を保障していない」と断言し、明示的にその憲法的価値を否定していた⁽¹⁾。また、その後、1997 年 3 月 20 日判決でも、憲法院は、「契約自由の原則は、それ自体憲法的価値を有するものではない」と明言し、憲法上保障されている他の自由や権利が侵害される場合でなければ、契約自由の原則に対する侵害を違憲の申立てにおいて援用することはできないと解していた⁽²⁾。

しかしながら、憲法院は、1998 年 6 月 10 日判決⁽³⁾において、90 年代以降のフランス破毀院判例が多用している概念である「契約のエコノミー」に言及し、また、「自由とは、他人を害しないすべてのことをなすうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の

享受を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によらなければ定められない」と規定する1789年宣言4条も援用しながら、次のように述べるにいった⁽⁴⁾。すなわち、「立法者は、1789年宣言4条に由来する自由を明らかに侵すような重大な侵害を、合法的に締結された協定および契約のエコノミー (*économie des conventions et contrats*) にもたらしてはならない」と。そしてさらに、2000年12月19日の憲法院判決⁽⁵⁾は、契約の自由が1789年宣言4条に由来すると明言し、一般には、この判決を契機に憲法院は契約の自由の憲法的価値を認めたものと解されているようである⁽⁶⁾。その後の判例においても、憲法院は、契約の自由が1789年宣言4条や16条⁽⁷⁾に由来することを繰り返し述べており、その侵害に対する違憲審査を行っている。

憲法院のみならず、提訴者においても、申立理由として契約自由の原則に対する侵害を積極的に援用する傾向がみられる。それゆえ、とりわけ「2009年には、契約の自由は、二番目に多く援用される実体的な憲法原理となった」と指摘されている⁽⁸⁾。また、提訴者が見逃していた契約自由の原則に対する侵害の問題について、憲法院自身が職権でこれを提起し、違憲審査を行ったうえ、違憲判断を下した事例もある。近年、憲法院が契約自由の原則を憲法規範と結びつけ、違憲審査の場面でこれを援用する機会が増えるにつれて、契約自由の原則にかかわる憲法院判例の研究が蓄積され、この問題を正面から取り上げたテーズも公刊された (*Pierre-Yves Gahdoun, La liberté contractuelle dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel*, Dalloz, 2008)。

しかしながら、今日では、憲法院が契約自由の原則の憲法的価値を承認しているとはいえ、それは比較的最近のことであり、前述の通り、過去の憲法院判例には明示的にこれを否定したものも存在する。それゆえ、学説においても、契約の自由を真の憲法上の原則として認めることに慎重な見解が少なくなかった。また、憲法院の用いている表現の曖昧さを批判する見解もみられる⁽⁹⁾。なかでも、「契約のエコノミー」概念については、フランス民法学において激し

く批判されているところであり、かかる概念を憲法院が取り入れたことを疑問視する論者もいる。こうした状況にあつて、近時の憲法院判例のなかには、「契約のエコノミー」への言及を避け、「立法者は合法的に締結された契約に侵害をもたらしてはならない」と述べるにとどまるものもみられる⁽¹⁰⁾。

憲法院の用いる表現によれば、「契約の自由」および「合法的に締結された契約のエコノミーの維持を求める権利」が憲法上保護されるにしても、これらの自由や権利を法律によって制約することは、一般利益によって正当化される場合、もしくは社会権ないし社会法上の要請による正当化が可能な場合には許されることとなる。実際、憲法院は、立法者が、一般利益を理由として、契約自由の原則に対して例外を設けることは可能である⁽¹¹⁾とし、また、「追求される目的との均衡を失するような侵害を生じさせないという条件の下で、1789年宣言4条に由来する企業活動の自由および契約の自由に対して、立法者が、一般利益により正当化される制限または憲法上の要請に結びつく制限を加えることは認められる」⁽¹²⁾と述べている。

そこで本稿では、契約自由の原則を暗示的に承認したとされる1998年6月10日判決以降の主要な憲法院判例を取り上げながら、この原則がいかなる事案において援用され、憲法院がいかなる判断を下してきたかを明らかにする。また、憲法院による契約自由の原則の援用がもたらす諸問題についても、批判的学説を手がかりに、若干の考察を試みることにしたい。

一 2000年1月13日判決と2008年8月7日判決——違憲と判断された事例

立法者が、一般利益を理由に、「契約の自由」および「合法的に締結された契約のエコノミーの維持を求める権利」を制約することが許されるとはいえ、実際に、憲法院が契約自由の原則を侵害する法律を違憲と判断した事例は存在する。また、違憲判断までにはいたらなくとも、憲法院が、留保条件付き合憲

判決を下すことによって、契約自由の原則が侵害されないよう、問題の規定に関する自らの解釈を強制しようとした事例もある。

憲法院が、契約自由の原則に対する侵害、とりわけ合法的に締結された契約に対する侵害につき、それを正当化しうる「十分な一般利益という理由」は認められないとし、違憲と宣言した事例として、ここでは、2000年1月13日判決と2008年8月7日判決を取り上げることとしたい。いずれも過去に合法的に締結されていた労働協約の廃止を法律によって義務づけることが違憲とされたものである。

1. 憲法院 2000年1月13日判決

憲法院は、2000年1月13日判決⁽¹³⁾において、第2次35時間法による先行労働協約の廃止につき、「十分な一般利益という理由」によって正当化することのできない制約であって、憲法上の要請に違反すると判断した。フランスの労働時間短縮をめぐる法改革は、第1次35時間法（1998年6月13日法）および第2次35時間法により進められたが、後者が審査の対象となった本件憲法院判決では、第2次35時間法に先行して労使間で締結されていた労働協約の効力が問題となった。1998年に制定された第1次35時間法は、労働時間短縮の具体的な実現方法につき、労使交渉に委ねることとし、法律による労働時間短縮に先行して労使間の協約締結を奨励するものであった。これを受けて、各産業部門や企業では労働時間短縮協約が締結されていたのであるが、これらの中には、協約締結時の立法規定には適合していたものの、後で制定された第2次35時間法の規定には合致しないものもあった。すなわち、第1次35時間法においては、週平均で35時間を超えない限り、年間労働時間が1,600時間を超える協約の締結も可能であったが、第2次法では、年間1,600時間を超えることは認められなくなったのである。かかる実態に鑑み、第2次35時間法は、同法に反する先行協約の取り扱いに関して、同法の施行後1年に限って有効と

契約自由の原則をめぐるフランス憲法院判例の動向

する措置を定めていた。かかる規定につき、提訴者は、1789年宣言4条に由来する企業活動の自由、労働者の個人的自由、そして契約の自由に違反すると主張したのである。

憲法院は、本件規定が契約自由の原則を侵害するものかどうか、そしてその制約を一般利益の理由により正当化しうるかという問題につき、以下のように判示した。

「第1次35時間法にもとづき結ばれた協定の内容を考慮して、既存の法律の規定を維持するか、または、協定に合致するかもしくは合致しない方向でかかる規定を修正するかを決定し、立法者の勧めで結ばれた労働協定から教訓を得ることは、立法者の自由であった。しかしながら、立法者は、事案の特殊な状況において、十分な一般利益を理由とする場合でなければ、その協約を変更することはできないのであって、そうでなければ、憲法上の要請を無視するような侵害をその協約にもたらすこととなる。

立法者は、本件において、先行協定が1998年6月13日法に起因する労働時間短縮の予測可能な結果を想定していなかった場合、または、先行協定の締結時に有効であった法律の規定に違反する協定が結ばれていた場合でなければ、かかる協約変更を決定することができない。

本件法律により労働法典に挿入されたいくつかの規定は、1998年6月13日法にしたがって結ばれた多くの協定に含まれる本質的条項の適用を妨げる方向で労働法典を修正するものである。しかし、かかる本質的条項は、先行協定の締結時に有効であったいかなる法律の条項にも違反しておらず、1998年に立法者が決定した労働時間短縮の予測可能な結果も想定したものであった。団体協定で定めうる労働時間の上限を年間1,600時間とする本件法律8条の規定は、1年の週当たり平均労働時間の変動を可能ならしめるものである。ところが、実際には、多くの協定が、1,600時間を超える年間労働時間の上限を定めていたのである。それらの協定は、締結時に有効であった法律の規定に違反せ

契約自由の原則をめぐるフランス憲法院判例の動向

ず、祝日に関する規定にも違反しておらず、さらに、1998年6月13日法1条の定める週平均35時間の上限を超えるものでもなかった。同様に、本件法律6条は、労働法典L212条の7に定められた12週間連続する期間の週平均労働時間を46時間から44時間に短縮しているが、かかる協定の中には45時間または46時間となるものも存在するのである。

本件法律には合致しない労働協定を採用する企業について、かかる規定の適用対象から除外せず、協定の効力を認めないとするのは、憲法上の要請を無視したものと解される」。

かくして、憲法院は、第1次35時間法には違反しないものの、年間労働時間が1,600時間を超えるなどして第2次35時間法には合致しない先行協約について、施行後1年に限って有効とし、その後はその効力を認めず、かかる協約を採用する企業にも第2次35時間法を適用するとした部分などを違憲とした。本件判決では、契約自由の原則に対する侵害を正当化しうる「十分な一般利益という理由」の存在は認められず、立法者の労働協約修正権限は制限される結果となった。ただし、憲法院が、契約自由の原則を1789年宣言4条のみならず、1946年憲法前文8項の保障する労働者の参加原則にも結びつけている点に留意すべきであろう。また、この判決の評価をめぐることは、憲法院が「事案の特殊な状況」を強調していることから、「本判決は契約の不可変更性を一般的かつ絶対的な形で憲法的要請にまで高める意図を持たない」とする見解や、判決では「法的安全の原則または正当な信頼の原則が実質的に考慮されている」ものの、それらの原則が憲法的価値を有することを消極に解する見解もある⁽¹⁴⁾。

2. 憲法院 2008年8月7日判決

このほか、憲法院は、2008年8月7日判決⁽¹⁵⁾においても、既存の労働協約を一律に廃止する規定につき、職権により違憲審査を行い、「十分な一般利益という理由」によって正当化することはできないと判断した。憲法院に提訴さ

れた労働時間改革に関する法律は、その18条Ⅳにおいて、「本法公布以前に農業法典L713の11第2項にもとづき締結された協約および協定の条項、または、労働法典L3121条の11からL3121条の13まで、およびL3121条の17にもとづき締結された協約および協定の条項は、遅くとも2009年12月31日までは効力を有する」としていた。すなわち、2010年1月1日以降は効力を失うというのがこの規定の主旨である。提訴者は、この規定の違憲性を主張していなかったが、憲法院は、職権でその合憲性を審査し、以下のように判示した。

「立法者が、十分な一般利益という理由によって正当化することができず、1789年宣言4条および16条に由来する諸要請を無視し、労働条件の集団的決定に対する労働者の参加を保障する1946年憲法前文8項をも無視するような侵害を、合法的に結ばれた契約に与えることは認められない。

本件法律18条Ⅳ第1パラグラフは、企業レベルで、または、企業別組合のない場合は産業部門レベルで、新たな労使交渉を開始させる目的で、2010年1月1日をもって、時間外労働に関するすべての先行協定および先行協約を一律に廃止する効果を有する。廃止の対象となるのは、数百もの労働協定・協約であり、それらは数百万人の労働者に適用されるものである。そこでは、文面上新たな法律に違反していない時間外労働枠条項まで廃止対象となっている。その廃止は、第一に、前記2004年5月4日法43条9にしたがい、企業における協約の交渉を許可した産業部門における協約および協定に影響し、そして第二に、その例外措置にもとづいて締結された企業または事業所の協約にも影響する。……既存の協約に定められていた時間外労働に関する条項の廃止は、均衡を失わせ、先行協定の署名者が意図していたものとは異なる効果をもたらすこととなる。

したがって、現在有効な協約に対する侵害に鑑み、時間外労働に関する先行条項を廃止する18条Ⅳ第1パラグラフは、上記の憲法上の要請を無視するものであり、それゆえ、憲法に違反すると宣言される」。

契約自由の原則をめぐるフランス憲法院判例の動向

本判決の公式判例解説⁽¹⁶⁾によれば、2004年法制定以前に時間外労働の年間枠に関する労働協約に署名していた産業部門は200近くに及び、700万人の労働者が対象になることから、立法者が導入した廃止措置は、現在効力を有する協約に重大な影響を与えるものであるという。本来、それらの協約は、本件法律による介入がなければ、修正する必要のなかったものである。また、2004年法にもとづいて締結された時間外労働枠に関する協約は、60の産業部門で署名され、500万人の労働者が対象となっている。しかも、実際に行われた時間外労働の平均は、決められた年間枠を大幅に下回るものであったとされているが、本件法律は、すべての協約を施行後18か月以内に一律に廃止するとしていた。本件規定の意図は、産業部門別の協約から企業内の協約への移行を奨励し、協約の再交渉を企業に促すことにあったとされるが、はたしてその必要性が先行条項の廃止を正当化する「十分な一般利益という理由」に該当するかどうかについて憲法院は判断し、追求される目的に照らして過度の侵害をもたらすものであるとしたのである。そして、憲法院は、有効であった協約に対する侵害の重大性に加え、本件法律が労使双方に対して強制されるべき公序にかかわる本質的条項を挿入するものではなかったという事実、そして、廃止までの猶予期間の短さも踏まえ、当該規定を違憲としたものと解される。

本判決では、憲法院が職権により審査を行って、かかる違憲判断を下した点が注目されるところであり、その意味では、契約自由の原則を積極的に保護しようという憲法院の姿勢が示された判決と捉えることもできよう。他方で、本判決において、1789年宣言4条が契約自由の原則の根拠としてあげられているとはいえ、同時に、憲法院は、同宣言16条および1946年憲法前文8項をも援用している。そのこともまた、契約自由の原則が、それ自体としては、違憲の結論を導くためには、決して十分ではなく、その他の憲法上の原則を補完するものとして用いられていることを窺わせるといえよう。

二 2003年1月13日判決——留保条件付きで合憲とされた事例

憲法院は、提訴された法律の規定について合憲判決を下しながらも、その規定の解釈に関する一定の留保条件を付けることが少なくない⁽¹⁷⁾。この手法は、日本における合憲限定解釈との類似性が指摘されているが、契約自由の原則に対する侵害が争われた事案においても用いられている。

憲法院は、2003年1月13日判決⁽¹⁸⁾において、賃金・労働時間・雇用促進に関する法律の違憲審査を行い、1946年憲法前文8項にも言及しながら、契約の自由に対する侵害につき以下のように判示し、留保条件付きで合憲と宣言した。

「立法者が、十分な一般利益という理由によって正当化することができず、1789年宣言4条および16条に由来する諸要請を無視し、労働条件の集団的決定に対する労働者の参加を保障する1946年憲法前文8項をも無視するような侵害を、合法的に結ばれた契約に与えることは認められない。

本件法律16条によれば、『労働時間短縮の指導・奨励に関する1998年6月13日法および交渉による労働時間短縮に関する2000年1月19日法を適用して締結された企業または事業所の協定、もしくは各産業部門の労働協定・協約の条項は、本法にもとづいて署名されたものと看做される』。本件規定の採択に先立つ国会審議によれば、その規定は、協定署名時に適用されていた法律には合致していなかったが、本件法律の規定には合致することとなった先行協定につき、管轄裁判所に対して異議申立てを行うことを不可能ならしめることだけをねらったものである。したがって、本件法律16条は、署名者が意図していた効果とは異なる効果を先行協定にもたらすものと解釈されてはならない。この留保条件の下で、違憲の申立てには理由がない。

本件法律2条Bによれば、『労働法典L212条の6第2項を適用し、本法公

布以前に締結された、交渉により協約で決められた時間外労働枠は、同条第1項所定の法定時間外労働枠を限度として、義務的補償休日を取得する権利との関係で、完全なる効果を有する』。提訴された法律に先行する法律、とりわけ労働法典 L212 条の5の1および L212 条の6によれば、『協約で決められた時間外労働枠』の目的は、デクレによって決定された義務的補償休日の算定起算点を定めることに存するのではなく、労働監督官の許可が必要となる超過労働時間を定めることにあった。提訴者が批判している規定は、『協約で決められた時間外労働枠』に対して、締結時には有していなかった効果を与えるものである。かかる時間外労働枠は、労働監督官の許可が必要となる超過労働時間のみならず、義務的補償休日の算定起算点も決定するものとなるからである。

しかしながら、当該規定が新たに対象としているのは、2002年10月15日のデクレで決められた法定時間外労働枠を下回るような時間外労働枠を定めた拡張適用された労働協定・協約のみである。協約で決められた時間外労働枠が、法定時間外労働枠を超過している場合には、後者が適用される。それゆえ、義務的補償休日の算定起算点は、協約で決められた時間外労働枠と法定時間外労働枠のいずれかのうち、短い方である。

したがって、批判された規定は、1946年憲法前文11項により認められた休息の権利につき、関係する労働者の状況を改善するものである。この条件の下で、当該規定は、合法的に締結された契約のエコノミーに対して違憲の侵害をもたらすものではない」。

本判決の公式判例解説⁽¹⁹⁾によれば、時間外労働枠には「法定時間外労働枠」と「協約で決められた時間外労働枠」があり、デクレで決められた法定時間外労働枠を超えた超過労働について、労働者は、補償休日の取得を求めることができる。他方で、協約で決められた時間外労働枠とは、この枠を超えて超過労働を行う場合には、労働監督官の許可を要する枠のことであり、それは、労働協約により決められるため、企業・産業部門によって異なるものとされていた。

締結時には、協約で決められた時間外労働枠が、労働監督官の許可を要する時間枠としての意味を持つにすぎなかったにもかかわらず、義務的補償休日の算定起算点としての意味を持つことになった点につき、かかる変更が、「十分な一般利益という理由」によって正当化することができるかどうかが問題となる。公式解説によれば、第一に、問題の規定は、本件法律施行前に交渉が行われていても、施行後に交渉が行われても同じ結果をもたらす、労働者間の平等、企業間の平等を実現すること、第二に、その規定による単純化のおかげで、憲法的価値を有する目的のひとつである「法律の明瞭さ (intelligibilité de la loi)」の実現にも寄与すること、そして第三に、本件法律2条Bが労働者の休息にとって有利な規定であることもまた、先行協約に影響を及ぼすにもかかわらず、「十分な一般利益という理由」によって正当化できる理由として提示されている。実際に、この規定のおかげで、法定時間外労働枠(180時間)を下回る協約で決められた時間外労働枠が設定されている場合には、後者が義務的補償休日の算定起算点となり、また、協約で決められた時間外労働枠が180時間以上であった場合には、法定時間外労働枠が算定起算点となるのであるから、労働者にとって有利な取り扱いと解されよう。したがって、このように労働者にとって有利な結果をもたらす契約のエコノミーの変更については、憲法院は合憲と判断したのである。しかし、ここでも、留保条件付きの合憲判決を導くために、憲法院が、1789年宣言だけでなく、1946年憲法前文8項、さらには同11項まで援用していることが注目されるといえよう。

三 合憲と判断された事例

憲法院は、1998年6月10日判決⁽²⁰⁾以来、多くの判決において契約自由の原則に言及しつつも、結論としては、法律による制約を正当化してきた。同判決では、憲法院は、第1次35時間法の違憲審査を行い、合法的に締結された契

契約自由の原則をめぐるフランス憲法院判例の動向

約に対する重大な侵害が存在するかどうかにつき判断を行っている。

提訴された法律の1条は、週39時間であった法定労働時間を、2000年1月1日から（従業員20人を超える企業）、または、2002年1月1日から（従業員20人以下の企業）、週35時間に短縮することとし、所定の期限までの間に35時間制に向けた労働時間短縮が企業レベルおよび産業部門レベルで行われることを促進しようというものであった。また、3条は、1条で定められた期限までに労働時間短縮を行った企業・事業者に対する財政的援助（使用者の社会保障負担金の削減）を定めていた。

提訴者は、提訴理由書において、本件法律によって「企業活動の自由と労働者の権利が侵害されるが、それは、義務的な形で、本件法律が有効な労働協約、個別的な労働契約、賃金条件の改訂を強制するものであるからである。本件法律は、労働時間を短縮することによって、使用者と労働者が、ほぼ1か月分割減された労働時間にもとづいて、労働条件全体、とりわけ賃金を決定し直すこと」を余儀なくされると述べていた。これに対して、政府の意見書は、1997年3月20日判決に言及しながら、「契約自由の原則は、それ自体憲法的価値を有する原則ではない」ものの、「これを無視することが、憲法上保障された権利および自由に対する侵害を引き起こす場合には、その原則を援用することも可能かもしれない」が、本件法律はそのような場合には該当せず、「本件法律1条を適用して実労働時間を短縮する義務は存在せず、いずれにしても、本件法律が自動的に既存の労働契約や労働協定を変更するものと看做すことはできない」と反論していた。

憲法院は、以下のように判示した。

「立法者は、1789年宣言4条に由来する自由を明らかに侵すような重大な侵害を、合法的に締結された協定および契約のエコノミーにもたらしてはならない。本件において、提訴された法律の1条および3条の施行によって引き起こされる、有効な労働協定および労働契約に対する影響は、労働立法の変更には

固有なものではあるが、かかる憲法上の要請に対して重大な侵害をもたらす性格を有するものではない」。

このようにして憲法院は、「合法的に締結された協定および契約のエコノミー」に対する重大な侵害が違憲となる場合のあることを認めつつも、第1次35時間法については、既存の労働協約に重大な侵害を及ぼすものとはいえないと判断し、合憲判決を下した。しかし、この後の第2次35時間法については、前述の通り、憲法院は、すでに合法的に締結された契約の変更を正当化する「十分な一般利益という理由」は存在しないと判示し、違憲判断が下されている。

また、憲法院は、2009年11月19日判決⁽²¹⁾において、生涯職業訓練法の違憲審査を行った。同法53条は、全国成人職業訓練協会（Association nationale pour la formation professionnelle des adultes）の職員を雇用局（Pôle emploi）に異動させ、後者の職員に適用される契約の締結を義務づける内容であった。提訴者は、かかる異動はいかなる法文や原則によっても正当化されるものではなく、一般利益という理由によっても正当化されず、当該職員の締結した契約に対して過度の侵害をもたらすものであると主張した。

これに対し、憲法院は、「立法者が、十分な一般利益という理由によって正当化することができず、1789年宣言4条および16条に由来する諸要請を無視し、労働条件の集団的決定に対する労働者の参加を保障する1946年憲法前文8項をも無視するような侵害を、合法的に結ばれた契約に与えることは認められない」と述べた上で、EU法の競争原理にも言及して、契約自由の原則に対する制約は認められるとする結論を導いた。

憲法院によれば、EU法の競争原理に適合させる目的で協会職員の異動をはかった立法者の判断は、同協会が求職者に対して職業訓練業務や職業紹介業務を行うことはできないとした競争評議会の意見にも合致し、それゆえ、立法者が、求職者に対する職業紹介の任務にあたる同協会の職員を雇用局に異動させることは認められる。そして、憲法院は、本件法律53条が、該当する協会職

員に対して雇用局職員に適用される契約の締結を義務づける効果をもたらす点につき、雇用局内の職員身分規程を複雑にすることは避けなければならないが、かかる措置は同協会を競争原理に適合させる必要性によって正当化されるのであって、合法的に結ばれた契約を過度に侵害するものではない、と判示し、一般利益という理由の欠如を根拠とした提訴理由を退け、当該規定は憲法に適合すると宣言したのである。

より近時の判例として、憲法院は、2012年3月15日判決⁽²²⁾において、変形労働時間制に関する規定につき、契約自由の原則を侵害し、憲法に違反するかどうかの審査を行った。契約自由の原則との関係で問題となったのは、労働法典 L3122 条の6の規定であり、そこでは「労働協定で決められた1週間を超え1年までを単位期間とする週労働時間の配分は、労働契約の変更を構成しない。前項の規定は、パートタイム労働者には適用されない」と定められていた。

提訴者は、この規定では、事前に労働者の合意を得る手続を経ずして、企業が1年を単位期間とする勤務時間割を変更することが認められており、契約の自由を侵害するものであると主張した。これに対して、憲法院は、1946年憲法前文8項、1789年宣言4条および16条に言及した上で、以下のように判示した。

「提訴された法律の立法準備過程によれば、1週間を超え1年までを単位期間とする勤務時間割は、各労働者による事前の合意が必要となる労働契約の変更を構成しないとすることによって、企業の生産リズムの変化に労働者の労働時間を対応させることを可能ならしめ、労働時間調整に関する労働協定を強化しようというのが立法者の意図であった。各労働者の事前の合意を得ることなく勤務時間割を変更する権限は、かかる変更を認めた労働協定が存在し、それが当該企業に適用されるのでなければ認められない。また、パートタイム労働者は、明示的にこの規定から除外されている。その結果、これらの規定は、十分な一般利益という理由にもとづいており、憲法に違反するような侵害を契約

の自由に対してもたらずものではない」。

かかる規定が労働法典に挿入されたのは、勤務時間割の変更には労働契約の変更が必要であって、労働者の事前の合意が得られなければならないとした破毀院社会部の判決⁽²³⁾が理由とされている。憲法院の公式判例解説⁽²⁴⁾によれば、ここで援用される一般利益とは、予期せぬ一時的な注文のあった場合でも、新たな従業員を雇用することなく企業が柔軟に対応できるようにすることであって、もし問題の規定を欠く場合、企業は、各労働者の労働契約を変更しなければ、勤務時間割を変更することができず、個別交渉が必要となって大きな困難をとまなうことになるという。また、前記の2008年8月7日判決の事案とは異なり、この規定は、現に効力を有し、数百万人の労働者をカバーする労働協約に対して重大な侵害をもたらすものではなく、新たな法律に合致している条項まで廃止することを意図するものでもなく、関係する労働協約を一律に変更することを強制するものでもない。さらに、2008年判決で違憲とされた規定は、既存の労働協約の条項を無効とし、直接的な侵害をもたらすものであったが、本件規定は、かかる内容を取り入れることを労働協約に委ねるものにすぎず、したがって、「十分な一般利益という理由にもとづいている」と公式解説は述べるのである。もっとも、本判決において、憲法院は、契約自由の原則に対する本件規定による制約につき、一般利益という理由にもとづく正当化が可能であるとして合憲と判断したが、そもそも、勤務時間割変更には労働者の同意が必要であると解した破毀院判決を覆すことが本件規定の主旨であったことを考慮するならば、労働者の権利保護よりも企業活動の柔軟性を優先させようとした立法者の判断は、より厳格に審査されるべきではなかったのかという疑問も生じるところである。

ところで、労働協約以外の契約でも、憲法院が、契約自由の原則に対する侵害について、審査を行った事例がある。

たとえば、2006年11月30日判決⁽²⁵⁾において、憲法院は、ガス供給契約に

関する地方公共団体の自由を制限する規定につき、一般利益によって正当化できるものとし、合憲と判断した。憲法院に付託されたエネルギー産業に関する法律は、EU エネルギー市場自由化指令の国内法化と GDF 社の民営化などをねらったものであった。しかし、立法者は、GDF 社が伝統的にガスを供給してきた地域では、同社が引き続き排他的にガス供給の特許を受けることを認め、2005 年 7 月 14 日時点で天然ガス供給網を有しない市町村および市町村連合、または、同日時点で天然ガス供給網の建設工事が完了していない市町村および市町村連合のみが、ガス会社を自由に選択し、ガス供給特許を与えることができるとしていた。提訴者は、本件法律が GDF 社に対する天然ガス供給特許の付与を地方公共団体に強制することにつき、地方公共団体の自由行政原理および契約自由の原則に対して、立法者が一般利益によっても正当化することのできない均衡を失した侵害をもたらすものであると主張した。

提訴者の主張に対して、憲法院は、「立法者が、憲法 34 条および 72 条にもとづき、地方公共団体およびその連合体に義務を課することができるにしても、それは一般利益という理由に寄与するものでなければならない。また、立法者は、同じ目的で、1789 年宣言 4 条に由来する契約自由の原則に対して例外を設けることができる」と述べた上で、本件法律による契約自由の原則に対する制限は一般利益により正当化できると判断し、違憲の申立てを退けた。判決によれば、「地方公共団体の自由行政および契約の自由に対するかかる制限の根拠は、現在 GDF 社が運営しているガス供給特許の整合性を確保し、公共ガス供給網の利用料金の均等化を維持する必要性に存する」とされるのである。なお、本判決は、憲法院が、公法人についても契約自由の原則が保障されることを明らかにしたものと解することができる。したがって、公法人の契約の自由を制限する立法も、一般利益により正当化しうるものでなければ違憲となる可能性が理論的には想定されよう。

また、2009 年 3 月 18 日判決⁽²⁶⁾では、HLM や社会住宅に関する建築居住法

典の規定が憲法院の審査に付された。提訴者が違憲性を指摘した問題の規定は、社会住宅の入居要件たる所得基準を厳しくするとともに、2年連続して所得基準の2倍以上の所得があった入居者については、1948年9月1日法にもとづく使用継続権(droit au maintien dans les lieux)を失うことなどを定めていた。この規定に関して、提訴者は、契約期間内の契約に対する侵害の重大性、追求される一般利益が不明確で副次的なものにすぎないこと、入居者に対する保護が不十分であることを指摘するとともに、契約期間内に使用継続権を剥奪することは1789年宣言4条および16条に由来する契約の自由および法的安定性を無視するものであり、契約期間内のものについては所得基準の厳格化は適用されるべきではない等々の主張を行った。

提訴された法律の規定の合憲性について、憲法院は、以下のように判示し、提訴者の主張を退けた。

「社会住宅の賃貸借契約は、私法上の契約であり、法律により委ねられた公役務の社会的任務を賃貸人が遂行することを可能ならしめるものである。かかる社会住宅の入居者は、規定に定められた条件にもとづき、所定の手続にしたがって決定される。提訴された規定において、立法者は、もっとも所得が低い希望者が入居できるように、社会住宅内での流動可能性を高めようとしたのである。したがって、立法者が、契約期間内の契約を含む、社会住宅への入居や該当する契約の解除に適用される法的枠組みを変更することは認められる。加えて、かかる規定は、すべての人が適切な住居を持たなければならないとする憲法的価値を有する目的の実現に寄与するものである。

また、入居要件を充たさなくなった社会住宅の入居者は、賃料が当初よりも低くなる場合で、かつ、近隣区域への転居が可能であるにもかかわらず、それを3回拒否した場合でなければ、使用継続権を奪われない。かかる入居者を救済すべく、法律は、デクレによって定められる流動可能性を保証している。2年連続して所得基準の2倍以上の所得があった入居者については、期限満了後

契約自由の原則をめぐるフランス憲法院判例の動向

3年を経過し、かつ、その3年間に所得が入居要件の基準を下回らなかったという条件が充たされた場合でなければ、使用継続権を奪われない。低密居住または所得基準の超過を理由とする使用継続権の剥奪は、障がい者である入居者、または、障がい者を扶養している入居者には、適用されない。さらに、いかなる場合においても、65歳以上の入居者は、使用継続権を失わない。したがって、この権利を廃止しても、他の憲法上の要請に反して法的保護を失わしめることにはならない」。

憲法院は、以上のように述べて、契約自由の原則を援用した提訴者の申立てを退けた。ただし、他の規定については、立法手続違反などを理由とする違憲判断も示されている。留意すべきは、憲法院が、契約内容の変更を生じさせる規定を正当化するために、低所得者の入居を優先させる必要性に加え、「すべての人が適切な住居を持たなければならないとする憲法的価値を有する目的」に言及していることである。この憲法上の目的は、2004年8月12日の憲法院判決⁽²⁷⁾によれば、1946年憲法前文10項および11項⁽²⁸⁾を根拠とするものである。このように、労働協約以外の契約では、契約自由の原則に対する侵害について、憲法院が一般利益による正当化を容易に肯定する事例が相次いでおり、立法者の裁量をより広く認める傾向がみられるといえよう。

四 契約の自由は真の憲法上の権利か？——まとめにかえて

憲法院判例において契約自由の原則に憲法的価値が認められてから、すでに10年以上が経過した。以後、労働協約を中心とする多くの事案において、憲法院は、契約自由の原則に対する法律による制約が「十分な一般利益という理由」によって正当化されるか、または、その他の社会法ないし社会権の要請によって正当化されるか否かについて判断を行ってきた。たしかに、憲法院は、1946年憲法前文8項、1789年宣言4条および16条に結びつけながら契約自由

の原則を承認するとともに、立法者が、これらの憲法規範に由来する諸要請を無視して、「十分な一般利益という理由」によっても正当化できない侵害を、合法的に結ばれた契約にもたらすことは認められないと繰り返し述べてきた。しかし、本稿でみたように、実際に憲法院が「十分な一般利益という理由」による正当化はできないとして契約自由の原則に対する重大な侵害の存在を認め、違憲判決を下し、合法的に締結されていた契約を法律による変更から保護したのは、きわめて例外的な場合にとどまっている。すなわち、内容上変更する必要のない、合法的に締結された先行協約まで一律に廃止することを法律が強制している場合や、その労働協約の廃止が数百万人の労働者に影響するような場合、廃止の必要性が本質的なものとは看做されない場合、廃止までの猶予期間が短い場合などである。また、労働協約以外の契約についてみると、憲法院は、侵害を正当化しうる「十分な一般利益という理由」を一般的に広く認める傾向が顕著であり、契約自由の原則に対する重大な侵害を根拠に違憲の判断が下される余地はいっそう限られていると解されよう。

提訴者が契約自由の原則に対する侵害を申立ての理由として援用する機会には、QPC (questions prioritaires de constitutionnalité) 制度導入後の付託件数の激増傾向⁽²⁹⁾にともない、今後さらに増加することが予想されるが、憲法院の判例にはなお不明確な点が残されている。ドミニク・ルソーらが指摘しているように、憲法院の「契約の自由に関する判例は、ときおり、わかりにくい理由付けの仕掛けの中で錯綜している」とでもいうべき状況にある⁽³⁰⁾。それゆえ、提訴者たる国会議員自身が、契約の自由は「1789年宣言4条により保障された企業活動の自由から直接的に導かれる」という憲法院判例とは矛盾した解釈を提示したこともある⁽³¹⁾。ルソーらによれば、憲法院が「契約の自由に対する侵害」という表現よりも、「有効な契約に対する侵害」という表現を選ぶ場合には、いっそう不明確性が顕著になるという。なぜなら、「法律が『有効な契約を侵害』することは決してありえないのであって、法律は、この場合は、契約の自由と

いう憲法原則を侵害するにすぎない」からである。もし、法律が契約を侵害するという前提に立つとすれば、「法律よりも契約が優位する」という「規範序列の逆転」を認めることになってしまう、とルソーらは批判するのである⁽³²⁾。

さらに、憲法院が、一時は、契約の自由の憲法的価値を全面的に否定していたことや、その原則が承認されるにいたったのも比較的最近であることに鑑みると、そもそも、契約自由の原則が、早くから憲法院が憲法的価値を認めてきた権利や自由と同等の憲法上の権利といえるのかという疑問も生じる。本稿で取り上げた2つの違憲判決においては、どちらも、1789年宣言4条のみならず、1946年憲法前文8項が援用されていた。それゆえ、後者が明文で保障している、労働条件の集団的決定に参加する労働者の権利に対する侵害のみを理由として、直接的に違憲判断を導くことが可能であった以上、わざわざ契約自由の原則を持ち出す必要はなかったのではないかという見方も可能であろう。

かくして、契約の自由を真の憲法上の原則と捉えることには、消極的な見解が少なくない。たとえば、ベルラン・マチューらは、「憲法院は、明示的に契約自由の原則の憲法的価値を認めているのではなく、その原則の保護が1789年宣言4条の要請に結びつくと看做している」にすぎないのであって、「その保護は、真の憲法上の原則よりも限定的である」と述べている⁽³³⁾。また、フランク・モデルヌも、「様々な事例を検討してみると、契約の自由が憲法上認められているとはいっても、それは間接的であって、すでに憲法典に明記されている自由や憲法裁判官が早くから確認している自由をより確実に保障するために援用されているにすぎない。換言すれば、契約の自由は、独立して存在しうる憲法上の原則とはいえない」とその不完全性を指摘するのである⁽³⁴⁾。

しかしながら、憲法院が契約自由の原則を積極的に援用しつづけているのは事実である。様々な批判にさらされながらも、今後、契約自由の原則に関する判例理論がどのように展開されていくかが注目されるといえよう。

注

- (1) Décision n° 94-348 DC du 3 août 1994, *Loi relative à la protection sociale complémentaire des salariés et portant transposition des directives n° 92/49 et n° 92/96 des 18 juin et 10 novembre 1992 du conseil des communautés européennes* ; Yves Broussolle, Le paradoxe du principe de la liberté contractuelle, *JCP*, 1995, II, 22404 ; Ferdinand Mélin-Soucramanien, *D*, 1995, somm., p. 344 ; Patrick Gaïa, *D*, 1995, somm., pp. 351 et s ; Xavier Prétot, *D*, 1996, somm., pp. 45 et s ; Jacques Mestre, La liberté contractuelle à l'épreuve du Conseil constitutionnel et de la Commission des opérations de bourse, *RTDC*, 1996, pp. 151 et s.
- (2) Décision n° 97 - 388 DC du 20 mars 1997, *Loi créant les plans d'épargne retraite* ; Xavier Prétot, La conformité à la Constitution de la loi instituant les fonds de pension, *Droit social*, 1997, pp. 476 et s ; Muriel Fabre-Magnan, Les principes de liberté contractuelle et d'autonomie de la volonté n'ont pas valeur constitutionnelle, *JCP*, 1997, I, 4039 ; Nicolas Molfessis, La prudence est définitivement de rigueur au Conseil constitutionnel... à l'encontre de la liberté contractuelle, *RTDC*, 1998, pp. 99 et s.
- (3) Décision n° 98-401 DC du 10 juin 1998, *Loi d'orientation et d'incitation relative à la réduction du temps de travail* ; Jean-Éric Schoettl, *AJDA*, 1998, pp. 495 et s ; Louis Favoreu, Loi sur les 35 heures, *D*, 2000, somm., pp. 60 et s.
- (4) フランス民法学における「契約のエコノミー」概念につき、森田修「フランスにおける『契約のエコノミー』論の展開」法学協会雑誌 127 卷 10 号参照。
- (5) Décision n° 2000-437 DC du 19 décembre 2000, *Loi de financement de la sécurité sociale pour 2001* ; Xavier Prétot, La conformité à la Constitution de la loi de financement de la Sécurité sociale pour 2001, *Droit social*, 2001, pp. 270 et s ; Pierre-Éric Spitz, De l'égalité fiscale à l'équité fiscale?, *RDP*, 2001, pp. 267 et s.
- (6) たとえば、Marie-Laure Mathieu-Izorche, « La liberté contractuelle », in Rémy Cabrillac, Marie-Anne Frison-Roche et Thierry Revet, *Libertés et droits fondamentaux*, 17^e édition, Dalloz, 2011, p. 755.
- (7) 1789 年宣言 16 条は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない」と規定している。
- (8) Dominique Rousseau et Pierre-Yves Gahdoun, Chronique de jurisprudence constitutionnelle 2009, *RDP*, 2010, p. 295 ; Pierre-Yves Gahdoun, *La liberté contractuelle dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel*, Dalloz, 2008, pp. 145 et s.
- (9) Dominique Rousseau et Pierre-Yves Gahdoun, *op. cit.*, pp. 295 et s.
- (10) Décision n° 2008-568 DC du 7 août 2008, *Loi portant rénovation de la démocratie sociale et réforme du temps de travail* ; Valérie Bernard, De quelques apports «esti-

- vaux» du droit constitutionnel au droit du travail, *Droit social*, 2009, pp. 147 et s ; Marie-Laure Dussart, Précaution, rigueur, équilibre : le Conseil constitutionnel aux prises avec une législation sociale «conservatrice», *RFDC*, 2009, n° 78, pp. 317 et s.
- (11) Décision n° 2006-543 DC du 30 novembre 2006, *Loi relative au secteur de l'énergie* ; Nicolas Charbit, Censure partielle de la loi relative au secteur de l'énergie : le Conseil constitutionnel, juge communautaire de la concurrence, *AJDA*, 2006, pp. 2438 et s ; Ramu de Bellescize, Grandeur et servitude de la notion de service public constitutionnel, *RFDA*, 2006, pp. 1163 et s ; Gérard Marcou, L'exigence constitutionnelle de transposition des directives et les tarifs réglementés de l'électricité et du gaz, *AJDA*, 2007, pp. 473 et s ; Anne Levade, Le Palais-Royal aux prises avec la constitutionnalité des actes de transposition des directives communautaires, *RFDA*, 2007, pp. 564 et s ; Thierry Rambaud et Agnès Roblot-Troizier, Décision n° 2006-543 DC du 30 novembre 2006, loi relative au secteur de l'énergie, *RFDA*, 2007, pp. 596 et s ; Pierre-Yves Gahdoun, La liberté contractuelle des personnes publiques et la Constitution : un aspect méconnu de la décision «GDF» du Conseil constitutionnel, *RDP*, 2007, pp. 845 et s.
- (12) Décision n° 2012-242 QPC du 14 mai 2012, *Association Temps de Vie*.
- (13) Décision n° 99-423 DC du 13 janvier 2000, *Loi relative à la réduction négociée du temps de travail* ; Xavier Prétot, Le Conseil constitutionnel et les trente-cinq heures - Quelques principes et bien des approximations ?, *Droit social*, 2000, pp. 257 et s ; Jean-Éric Schoettl, L'examen par le Conseil constitutionnel de la loi relative à la réduction négociée du temps de travail, *Les petites affiches*, 2000, n° 13. また、参照、今野健一「第2次35時間法の憲法適合性」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）、奥田香子「フランスにおける35時間法改革と新労働時間法制」世界の労働50巻7号。
- (14) 今野健一・前掲論文255頁。
- (15) Décision n° 2008-568 DC du 7 août 2008, *Loi portant rénovation de la démocratie sociale et réforme du temps de travail*.
- (16) Commentaire de la décision n° 2008-568 DC du 7 août 2008. http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2008568DCccc_568dc.pdf
- (17) 憲法院の解釈留保につき、蛭原健介「憲法院判例における合憲解釈と政治部門の対応（1～2・完）」立命館法学259～260号参照。
- (18) Décision n° 2002-465 DC du 13 janvier 2003, *Loi relative aux salaires, au temps de travail et au développement de l'emploi*; Cyrille Charbonneau et Frédéric-Jérôme Pansi-

er, L'examen par le Conseil constitutionnel de la loi relative aux salaires, au temps de travail et au développement de l'emploi, *Gazette du palais*, 17 et 18 janvier 2003 (17-18), pp. 2 et s ; Xavier Prétot, Le Conseil constitutionnel et les sources du droit du travail : l'articulation de la loi et de la négociation collective (décision du 13 janvier 2003), *Droit social*, 2003, pp. 260 et s ; Valérie Ogier-Bernaud, Le Conseil constitutionnel et l'embarrassant principe de faveur, *Semaine sociale Lamy*, 24 février 2003, n° 1111, pp. 6 et s ; Bertrand Mathieu, La promotion constitutionnelle de la liberté contractuelle en matière de droit du travail (observations sur la décision du Conseil constitutionnel n° 2002-465 DC du 13 janvier 2003), *D*, 2003, pp. 638 et s ; Valérie Ogier-Bernaud, La liberté contractuelle et le principe de faveur face au juge constitutionnel, *D*, 2004, pp. 1280 et s.

- (19) Commentaire de la décision n° 2002-465 DC du 13 janvier 2003.
http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2002465DCccc_465dc.pdf
- (20) Décision n° 98-401 DC du 10 juin 1998, *Loi d'orientation et d'incitation relative à la réduction du temps de travail*.
- (21) Décision n° 2009-592 DC du 19 novembre 2009, *Loi relative à l'orientation et à la formation professionnelle tout au long de la vie* ; Florence Chaltiel, L'orientation et la formation professionnelle tout au long de la vie devant le Conseil constitutionnel, *Les petites affiches*, 2010, n° 81.
- (22) Décision n° 2012-649 DC du 15 mars 2012, *Loi relative à la simplification du droit et à l'allègement des démarches administratives*.
- (23) Cour de cassation, chambre sociale, 28 septembre 2010.
- (24) Commentaire de la décision n° 2012-649 DC du 15 mars 2012. http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2012649DCccc_649dc.pdf
- (25) Décision n° 2006-543 DC du 30 novembre 2006, *Loi relative au secteur de l'énergie*.
- (26) Décision n° 2009-578 DC du 18 mars 2009, *Loi de mobilisation pour le logement et la lutte contre l'exclusion* ; Guergana Lazarova, Le Conseil constitutionnel et l'objectif de logement décent : de la qualification normative à une protection effective, *RFDC*, 2010, n° 81, pp. 156 et s.
- (27) Décision n° 2004-503 DC du 12 août 2004, *Loi relative aux libertés et responsabilités locales* ; Michel Verpeaux, La loi du 13 août 2004 : le demi-succès de l'acte II de la décentralisation, *AJDA*, 2004, pp. 1960 et s ; Bertrand Faure, Les relations paradoxales de l'expérimentation et du principe d'égalité, *RFDA*, 2004, pp. 1150 et s.

契約自由の原則をめぐるフランス憲法院判例の動向

- (28) 1946年憲法前文10項は、「国は、個人および家族に対して、それらの発展に必要な要件を確保する」とし、また、同11項は「国は、すべての人に対して、とりわけ子ども、母親、および高齢の労働者に対して、健康の保護、物質的な安全、休息および余暇を保障する。その年齢、肉体的または精神的状態、経済的状态のために労働できない人はすべて、生存にふさわしい手段を公共体から受け取る権利をもつ」と規定している。
- (29) たとえば, Décision n° 2011-126 QPC du 13 mai 2011, *Société Système U Centrale Nationale et autre* ; Décision n° 2011-141 QPC du 24 juin 2011, *Société Électricité de France* ; Décision n° 2011-177 QPC du 7 octobre 2011, *M. Éric A* ; Décision n° 2012-242 QPC du 14 mai 2012, *Association Temps de Vie* など, 具体的な事件に関連して, QPC 手続により契約自由の原則に対する侵害の合憲性が争われる事案が相次いでいる。
- (30) Dominique Rousseau et Pierre-Yves Gahdoun, *op. cit.*, pp. 295 et s.
- (31) ドミニク・ルソーらは, 2009年3月18日の憲法院判決において審査された法律の違憲申立に際し, 国会議員が提出した申立書をその例としてあげている。Dominique Rousseau et Pierre-Yves Gahdoun, *op. cit.*, p. 299, note 108.
- (32) Dominique Rousseau et Pierre-Yves Gahdoun, *op. cit.*, pp. 299 et s.
- (33) Bertrand Mathieu et Michel Verpeaux, *Chronique, JCP*, 2002, I, 180.
- (34) Franck Moderne, *La liberté contractuelle est-elle vraiment et pleinement constitutionnelle ?*, *RFDA*, 2006, p. 7.